

指定施設における不在者投票の公正性担保と外部立会人設置促進に関する意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和8年9月8日

戸田市議会議長 三 輪 なお子 様

提出者	戸田市議会議員	酒 井 いくろう (戸 田 の 会)
賛成者	〃	河 合 ゆうすけ (保 守 の 会)
〃	〃	本 田 哲 (日本共産党戸田市議団)
〃	〃	小金沢 優 (りっけん戸田)
〃	〃	矢 澤 青 河 (戸 田 の 会)
〃	〃	斎 藤 直 子 (平 政 会)
〃	〃	竹 内 正 明 (公 明 党)
〃	〃	石 川 清 明 (公 明 党)
〃	〃	浅 生 和 英 (戸 田 の 会)
〃	〃	榎 本 守 明 (平 政 会)

議員提出議案第 9 号

指定施設における不在者投票の公正性担保と外部立会人設置促進に関する意見書

我が国の選挙制度において、投票の公正性と秘密の保持は民主主義の根幹をなす最重要原則である。平成 25 年の公職選挙法改正により、病院や老人ホームなどの指定施設で行われる不在者投票の公正性を確保するため、外部立会人の選任が努力義務化された。

しかしながら、制度導入から長年が経過した現在においても、多くの自治体において指定施設での外部立会人の設置実績は極めて低く、実質的に制度が形骸化している現状がある。外部の目が一切届かない密室状態での投票環境は、投票の秘密保持や自由な意思決定の担保という観点から構造的な課題を抱えており、過去には他自治体において施設関係者による誘導投票などの不正事案も発生している。

外部立会人の設置が進まない最大の要因は、深刻な人手不足や感染症対策に直面している医療・介護現場に対し、外部人材の受入に伴う過度な事務負担やコストを一方向的に強いる制度設計にある。また、国が示す現行の報酬基準では、責任感のある多様な外部人材（市民の無作為抽出や学生など）を安定的に確保する上でのボトルネックとなっている。

公正な選挙が平穏に行われることは、我が国の強さの源たる民主主義という社会インフラの根幹であり、決して当たり前のことと思ってはならない。不在者投票における投票の公正性と市民からの信頼性を足元から守るため、国においては、現場の実情に即した実効性のある支援と柔軟な運用を可能とする法整備を行うよう強く要望する。

記

1. 外部立会人自身の報酬基準を引き上げ多様かつ質の高い外部立会人を安定的に確保し、市民からの公募や無作為抽出等の柔軟な活用を可能とするため、国庫負担金における外部立会人の報酬（謝金）基準を大幅に引き上げること。
2. 受入れ施設への財政的支援及び投票事務経費の加算外部立会人を導入する指定施設に対し、日程調整や当日の案内、アテンド等に伴う職員の目に見えない事務負担を補填するため、不在者投票事務経費に外部立会人受入に伴う加算措置を新設すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、総務大臣 様

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和8年9月8日

戸田市議会議長 三 輪 なお子 様

提出者	戸田市議会議員	竹 内 正 明	(公 明 党)
賛成者	〃	河合 ゆうすけ	(保 守 の 会)
〃	〃	本 田 哲	(日本共産党戸田市議団)
〃	〃	小金沢 優	(りっけん戸田)
〃	〃	三 浦 のぶお	(公 明 党)
〃	〃	矢 澤 青 河	(戸 田 の 会)
〃	〃	斎 藤 直 子	(平 政 会)
〃	〃	石 川 清 明	(公 明 党)
〃	〃	細 田 昌 孝	(政策TODA)
〃	〃	遠 藤 英 樹	(政策TODA)
〃	〃	浅 生 和 英	(戸 田 の 会)
〃	〃	酒井 いくろう	(戸 田 の 会)
〃	〃	榎 本 守 明	(平 政 会)

議員提出議案第 10 号

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症（MC S）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる「香害」をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での理解不足から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、政府においては、令和 6 年 4 月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講ずるよう強く求める。

記

1. 全国的な疫学調査・実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

2. 客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備

標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。

3. 公共施設や学校等における環境対策と「香害」啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関及び公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料等による体調不良への配慮について、5 省庁連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。

4. 就労・就学現場における「合理的配慮」の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者および教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。

5. 総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及

を図ること。

6. 発症メカニズム解明および治療法確立への研究支援強化

発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣 様

夏休み中の子供の貧困対策及び緊急セーフティネットの強化を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和8年9月8日

戸田市議会議長 三 輪 なお子 様

提出者	戸田市議会議員	石 川 清 明	(公 明 党)
賛成者	〃	河合 ゆうすけ	(保 守 の 会)
〃	〃	本 田 哲	(日本共産党戸田市議団)
〃	〃	小金沢 優	(りっけん戸田)
〃	〃	三 浦 のぶお	(公 明 党)
〃	〃	矢 澤 青 河	(戸 田 の 会)
〃	〃	斎 藤 直 子	(平 政 会)
〃	〃	竹 内 正 明	(公 明 党)
〃	〃	浅 生 和 英	(戸 田 の 会)
〃	〃	酒井 いくろう	(戸 田 の 会)
〃	〃	榎 本 守 明	(平 政 会)

夏休み中の子供の貧困対策及び緊急セーフティネットの強化を求める意見書

長引く物価高騰の影響等により、低所得の子育て世帯やひとり親世帯においては、生活苦がより深刻化している。特に夏休み期間中は学校給食がなくなるため、子供の欠食や栄養不足が懸念されるとともに、猛暑の中で冷房設備のない自宅で過ごさざるを得ないなど、子供の健康リスクや家庭の孤立化が極めて深刻な課題となっている。

こうした子供の健康リスクや孤立、栄養不足の問題を解消するためには、安心・安全な「涼しい居場所」に行けば「食」が提供され、そこへのアクセスが確実に保障される緊急セーフティネットの構築が急務である。

政府においては、こども家庭庁を中心とする関係省庁の補助事業や制度を複合的に活用し、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない「夏休みこども緊急セーフティネット」を早期に確立できるよう、以下の事項について速やかに必要な措置を講ずることを強く求める。

記

1. 身近な公共施設の拠点化と涼しい居場所・食の確保

学校施設（図書室・多目的室等）を「こどもクーリングシェルター」として開放・活用できるよう支援するとともに、児童館や放課後児童クラブ等を拠点とした柔軟な受入れと食事提供体制を構築すること。また、放課後児童クラブの夏休み期間中における分室設置や受入枠拡大に関する財政支援を強化すること。

2. 地域における食料供給ラインの強化と政府備蓄米の活用

こども食堂やフードバンク、こども宅食等の活動に対する継続的・実効性のある財政支援（「地域こども生活支援事業」等の拡充）を行うこと。あわせて、フードバンク認証制度の普及や、食育の一環としてこども食堂・宅食等への政府備蓄米の無償交付・円滑な供給体制を推進すること。

3. アウトリーチ型支援と情報発信の強化

自ら支援を求められない困窮世帯や要保護児童等に対し、こども宅食や定期的な訪問見守り（「支援対象児童等見守り強化事業」等）を推進すること。また、必要な支援情報が対象世帯に届くよう、SNS等を活用したプッシュ型支援情報の発信体制を拡充すること。

4. 困窮世帯向け「子供の学習・生活支援事業」の拡充

生活困窮者自立支援法に基づく「子供の学習・生活支援事業」について、物価高や賃金上昇を踏まえた基本基準額のさらなる引き上げや、体験格差・進学格差を解消するための体験活動・軽食提供等の支援を一層推進すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣
(こども政策) 様

地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和8年9月8日

戸田市議会議長 三 輪 なお子 様

提出者	戸田市議会議員	浅 生 和 英	(戸 田 の 会)
賛成者	〃	河合 ゆうすけ	(保 守 の 会)
〃	〃	本 田 哲	(日本共産党戸田市議団)
〃	〃	小金沢 優	(りっけん戸田)
〃	〃	三 浦 のぶお	(公 明 党)
〃	〃	矢 澤 青 河	(戸 田 の 会)
〃	〃	斎 藤 直 子	(平 政 会)
〃	〃	竹 内 正 明	(公 明 党)
〃	〃	石 川 清 明	(公 明 党)
〃	〃	酒井 いくろう	(戸 田 の 会)
〃	〃	榎 本 守 明	(平 政 会)

議員提出議案第 12 号

地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年 7 月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年 7 月 28 日に発生した「令和 8 年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症、エコノミークラス症候群等の健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等、燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講ずるよう強く求める。

記

1. 猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策

改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置及び下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。

2. 災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣

猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWT（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。

3. 被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化

マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。

4. ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立

被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン、軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

5. 複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底

地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落及び斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動、斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣
(防災) 様

がんゲノム医療の推進及び患者の治療機会拡大に関する意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和8年9月10日

戸田市議会議長 三 輪 なお子 様

提出者 戸田市議会議員 酒井 いくろう（戸 田 の 会）

賛成者 〃 浅 生 和 英（戸 田 の 会）

〃 〃 小 沼 さゆり（戸 田 の 会）

がんゲノム医療の推進及び患者の治療機会拡大に関する意見書

一人一人のゲノム情報等を踏まえて治療選択を行う「がんゲノム医療」は世界的に急速に進展しており、新たな治療の可能性を大きく広げている。我が国においてもゲノム医療推進法の施行及び同法に基づく基本計画の策定など、基盤整備が進められていることは評価されるものである。

しかしながら、医療現場においては、がん遺伝子パネル検査の保険適用が「標準治療終了後」等に限定されていることや、高度な専門性を必要とするため、地域によっては受検・診療へのアクセスに課題が残されていることなどから、診断初期段階での迅速な活用や受検機会の確保に課題が生じている。あわせて、網羅的な「全ゲノム解析」の早期導入や推進組織の自律的な運営、持続可能な財政基盤及び専門人材の確保も極めて重要となっている。

救える命を確実に救い、誰もが必要な治療を受けられる体制を構築するため、国においては下記事項について速やかに必要な措置を講じられたい。

記

1. 診断初期からの検査機会の確保及び実施医療機関の拡充

がん遺伝子パネル検査について、「標準治療終了（見込み）後」とする現行の保険適用要件の緩和・見直しを行い、診断の早期段階から適切な受検を可能とするとともに、保険診療として検査を実施できる医療機関の拡充を図ること。

2. 全ゲノム解析（WGS）の実用化推進と治療薬アクセスの円滑化

従来のパネル検査では捉えにくい多様なゲノム異常を広範囲に解析する「全ゲノム解析」について、臨床的有用性が確認された領域から速やかな保険導入や体制整備を着実に推進するとともに、解析結果から治療選択肢が示された患者が、治験、先進医療、患者申出療養等を含め、必要な治療に速やかにアクセスできる環境を整備すること。

3. 日本ゲノム医療推進機構（GeMJ）の独立性担保とデータ利活用の促進

日本ゲノム医療推進機構（GeMJ）について、高い透明性と確固たるガバナンスの下で機動的かつ自律的な意思決定が行える運営体制を確保するとともに、将来的な独立組織への移行についても検討を進めること。また、民間企業やアカデミアが公平かつ適正にデータを利活用できる環境を整備すること。

4. 中長期的な財源の確保と高度専門人材の育成

基金の創設等を含め、単年度予算に過度に左右されない中長期的な財政基盤を確保するとともに、ゲノムデータを解析・臨床還元できる高度専門人材を国

主導で計画的に育成・確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣 様

非核三原則の堅持に関する意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和8年9月10日

戸田市議会議長 三 輪 なお子 様

提出者 戸田市議会議員 本 田 哲 (日本共産党戸田市議団)

賛成者 〃 花 井 あきこ (日本共産党戸田市議団)

〃 〃 むとう 葉 子 (日本共産党戸田市議団)

議員提出議案第 14 号

非核三原則の堅持に関する意見書

日本は世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器の非人道性を世界に訴え続けてきた。その基本理念として、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則は、国是として長年にわたり堅持され、国内外から高く評価されている。

しかし近年、国際情勢の緊張の高まりを背景に、核共有や核抑止力の強化に関する議論が行われるなど、非核三原則の形骸化につながりかねない動きが懸念されている。

被爆者の高齢化が進む中、核兵器の悲惨さを風化させず、再び広島・長崎の惨禍を繰り返さないためにも、日本政府が非核三原則を堅持し、核兵器廃絶に向けた国際的役割を果たすことが強く求められているものとする。

よって、国においては、非核三原則を堅持し、核兵器のない平和な世界の実現に向け積極的に取り組むよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・外務大臣・防衛大臣 様